

申告は
お早めに

市・県民税の申告が始まります

1月下旬に申告が必要と思われる方へ「令和4年度市・県民税申告書」を郵送しました。申告が必要となる方で、申告書が届かなかった場合は市民税課へご連絡ください。

問市民税課(本庁舎2階) ☎963-9144

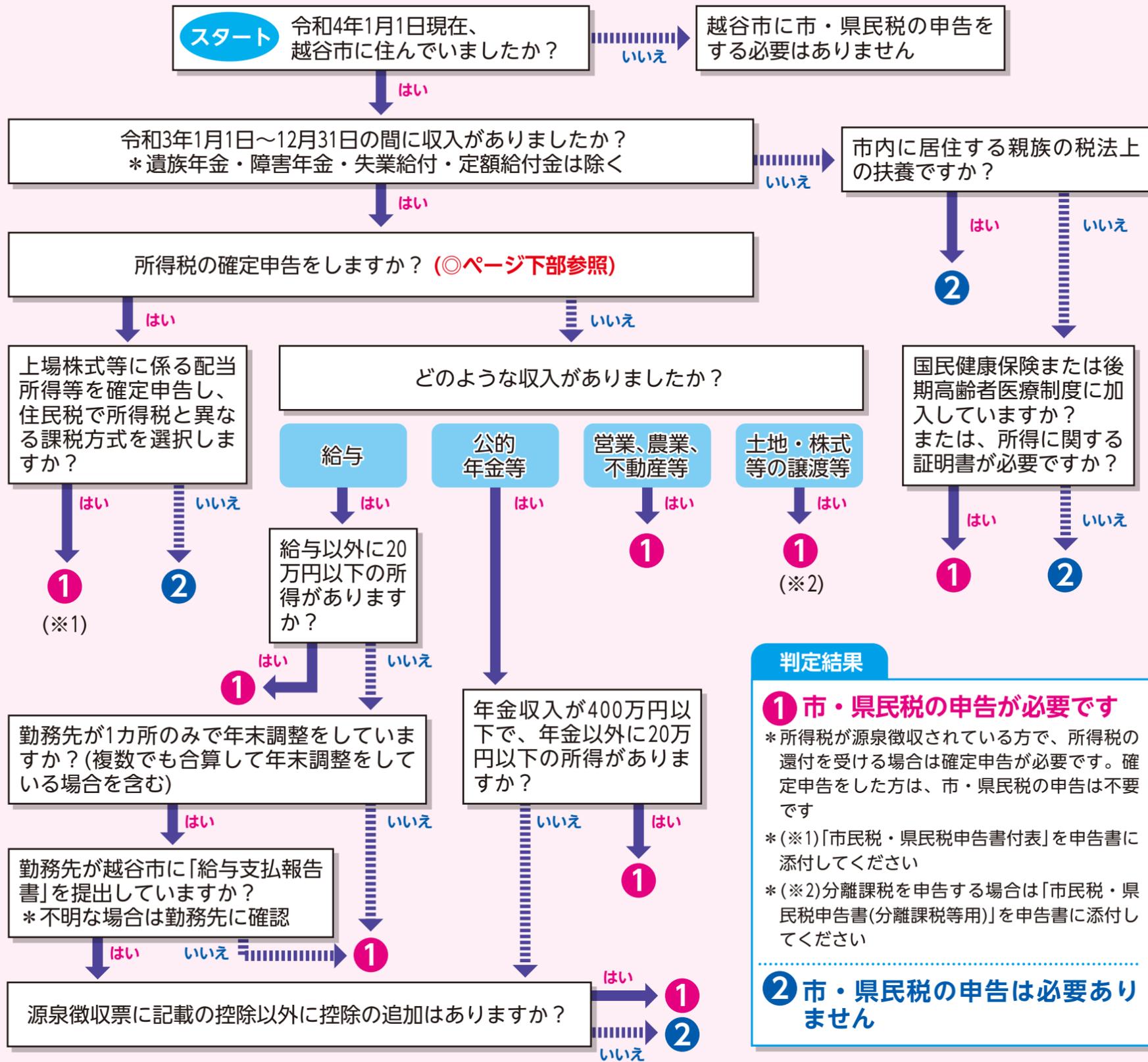
市役所での受け付け

2月16日(水)～3月15日(火)、9:00～16:00
(土曜・日曜日、祝日を除く)

〈会場〉市役所第二庁舎5階会議室B・C

- *出張受け付けについては、広報こしがや1月号をご覧ください
- *駐車場が大変混雑します。公共交通機関をご利用ください

申告が必要か判定します。チャートを参考にご確認ください。



判定結果

1 市・県民税の申告が必要です

- *所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。確定申告をした方は、市・県民税の申告は不要です
- *※1「市民税・県民税申告書付表」を申告書に添付してください
- *※2分離課税を申告する場合は「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を申告書に添付してください

2 市・県民税の申告は必要ありません

◎確定申告が必要な方

▷年金収入が400万円を超える、または年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円を超える
▷営業・農業・不動産などの所得合計が所得控除合計を超える
▷給与収入が2,000万円を超える
▷勤務先が2カ所以上で年末調整をしていない給与収入が20万円を超える
▷給与所得者で給与以外の所得が20万円を超える
*上記のほかにも確定申告が必要な場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください
問越谷税務署 ☎965-8111

申告をしないとこんなときに困ります

申告をしないと、年金の受給、住宅ローンの審査、保育所の入所や公営住宅の入居申請等の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できません。期限内にご申告ください。

所得税の確定申告

2月8日(火)～3月15日(火)

〈会場〉イオンレイクタウンkaze3階
イオンホール
問越谷税務署 ☎965-8111

次のような方は

- 昨年中に所得がなかった
市・県民税申告書裏面14「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要事項を記入し、郵送で市民税課へご提出ください。
- 事業専従者のいる事業主
市・県民税申告書の6「事業専従者に関する事項」欄に必要事項を記入し、郵送で市民税課へご提出ください。
事業専従者の給与支払報告書を市民税課へご郵送ください。